

町立保育所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について

宇治田原町立保育所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、以下のとおりお知らせします。

子どもが感染した場合について

- ① 感染した子どもが登所していた場合には、所管の保健所（山城北保健所）と相談のうえ対応を決定します。

子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について

- ② 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、登所できません。なお、この場合の登所できない期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して5日間となります。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合は、連絡いただくようお願いします。また、PCR検査結果で陽性が判明した場合はもちろんですが、本人が濃厚接触者と判明した場合、本人・家族がPCR検査を受ける場合においても、必ずご報告をいただきますようよろしくお願いいたします。

発熱等の症状がある子どもの登所回避について

- ④ 感染拡大の防止のため、健康状態の確認（検温等）をお願いします。
発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは登所をご遠慮いただくようお願いします。
- ⑤ 同居の家族に発熱等の風邪症状が見られるときは登所をご遠慮いただくようお願いします。

職員が感染した場合について

- ⑥ 上記に準じた対応を行いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◆ 臨時休所の決定は、急なご案内になることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。